

建設工事の積算疑義申立手続の改正について（お知らせ）

令和6年11月25日

長浜市総務部契約管理課

平成31年度から本市が行う建設工事の入札案件は、入札の透明性・公正性を確保するため、落札決定等をする前に、積算内訳書（公表用設計書）の公表・閲覧を行うとともに、設計に関する積算疑義の申立てを受け付けることとしています。

令和7年度（令和7年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用）からは以下の2点について改正を行いますので、ご注意ください。

1.	入札公告時に金抜き設計書を提示した工事については、総合評価方式の入札についても対象といたします。
2.	積算疑義申立手続により違算が判明した場合でも、入札参加者の応札金額に影響するものでない場合等に関し、設計違算箇所を訂正し、その訂正内容に基づき予定価格及び最低制限価格等を再設定のうえ、入札事務を続行とする内容を追加します。＜※3ページ「8 積算疑義の申立てがあった場合について」以降に具体例等を記載しております。＞ (市の事業実施を停滞させること等に加え、事業者の受注スケジュールや事務負担等に影響を及ぼす入札中止を可能な限り抑制するために追加するものとなります。)

○建設工事の積算疑義申立手続は次のとおりです。（別紙、「積算疑義申立ての流れ」、「質問集【R7.4.1 施行：積算疑義申立てに関する要綱】（長浜市ホームページで掲載）」も併せてご覧ください。）

1 積算疑義申立てを受け付ける対象案件及び申立てができる者

対象案件	建設工事の電子入札案件のうち、入札公告時に金抜き設計書を提示した工事とします。
申立てができる者	当該入札工事案件に入札書を提出した者（以下「応札者」といいます。）を対象者とします。

2 積算疑義申立ての期間について

申立期間	開札後、予定価格を公表した日の翌日から起算して2日間（この期間のうち長浜市の休日定める条例に規定する市の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）（以下「市の休日」という。）がある場合は、当該休日は除きます。）
申立時間	1日目は午前9時から午後4時45分まで、 2日目は午前9時から正午まで

※ 申立期間を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

3 落札保留について

落札保留 の内容	・落札者等の決定は、疑義申立てにより入札が中止となる場合があるため、開札後直ちに落札決定を行わずに、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とします。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札価格のうち一番低い額である者（総合評価方式の場合は、最も評価値が高く、かつ、予定価格の範囲内で調査基準価格以上の者）を落札候補者とします。（2者以上ある場合は、くじにより決定します。） なお、総合評価方式の場合で、調査基準価格未滿で応札した者が最も高い評価値であったときは、その者を対象に低入札価格調査を実施します。
-------------	--

4 積算疑義申立ての対象となる事項について

対象事項	積算内訳書を確認しないと疑義を判明することができない事項
疑義として 取扱わない 事項	・積算疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの ・公表された設計図書等で確認できるもの ・積算疑義の内容が、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの。 ・積算疑義の内容が具体的でないもの、その他積算疑義の内容が特定できないもの ・積算疑義申立ての期間後に提出されたもの ・応札者以外の者から提出されたもの ・その他、当該入札に直接関係ないもの

5 積算内訳書（公表用設計書）の閲覧方法について

閲覧場所	・市役所本庁舎 5 階 契約管理課
閲覧方法	・閲覧をしていただくには、「積算内訳書閲覧請求書」（様式第 1 号）の提出が必要です。（「積算内訳書閲覧請求書」につきましては押印が必要となりますが、電子入札システム上で受領した保留通知書の写しを提出する場合は押印不要としております。） 当該請求者が応札者であることを確認したうえで、閲覧を認めます。 ・金額入り設計書は 1 部のため、閲覧をお待ちいただく場合があります。
積算内訳書 の複写	・メモ及びデジカメ等の電子機器による撮影はできますが、積算内訳書の持ち出し及びコピーはできません。

6 積算疑義の申立てについて

前述 5 の積算内訳書の閲覧後に、設計に関しての疑義を申し立てるときは、次の手続を行ってください。申立てができるのは、当該工事の積算内訳書の閲覧をした者に限ります。

提出書類	・積算疑義申立書（様式第 2 号）（「積算疑義申立書」につきましては押印が必要となりますが、電子入札システム上で受領した保留通知書の写しを提出する場合は押印不要としております。） ・積算疑義に関する具体的な資料等
提出先	・契約管理課に持参

※「設計書に明示又は質問・回答に記載されている事項」、「入札前に質問できた事項（例：設計書等と図面の数量の差異）」、「自分が想定した単価と合わない」等は疑義の対象としません。

7 積算疑義の申立てがされなかった場合について

積算疑義の申立てがされなかった場合は、積算疑義申立て期間の最終日（ただし、その日が市の休日にあたるときは、その翌日）の午後 5 時までに、落札候補者を落札者として落札決定通知書により通知します。（場合により通知の時刻が遅れることがあります。）

ただし、総合評価方式の落札候補者については、長浜市建設工事契約審査委員会の審査を経て落札者を決定しますので、落札決定通知は開札日の 10 日程度後になります。

なお、総合評価方式の場合で、調査基準価格未満で応札した者が最も高い評価値であったときは、その者に対して低入札価格調査資料の提出を依頼します。

8 積算疑義の申立てがあった場合について

積算疑義の申立てがあった場合における設計書等の調査を行った後の手続は、下表の（１）及び（２）のとおりとします。

積算疑義の申立者へは、「積算疑義申立てに係る回答書」（様式第 3 号）により、積算疑義申立て期間の最終日の翌日から起算して 5 日後（ただし、市の休日は算入しない。）の午後 1 時までに回答を予定しています。（設計担当課から回答）

（１）設計違算がなかった場合	
・積算疑義申立者に回答した後、設計違算がなかった旨を契約管理課窓口で公表して、落札候補者に落札決定通知書を通知します。 なお、総合評価方式の場合で低入札価格調査に移行する場合は、前段の「落札候補者に落札決定通知書を通知」を「低入札価格調査対象者に対し、低入札価格調査資料の提出を依頼」に読み替えます。	
（２）設計違算があった場合	
・入札は中止とします。（注） ・疑義申立者に回答した後、応札者に設計違算の内容及び入札を中止とする旨を記した取止め通知書を送付します。	

(注) ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、設計担当課が設計違算を訂正した内容に基づき予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格（以下「最低制限価格等」という）を再設定し、入札事務を続行します。

- (1) 設計違算を訂正することにより、入札参加資格要件に変更がないこと。
- (2) 訂正の内容が、入札参加者の応札金額に影響するものでないこと。
- (3) 設計違算を訂正することにより予定価格が増額となる場合にあっては、当該増額に必要な予算が確保されていること。
- (4) 設計違算を訂正することにより、決裁者に変更がないこと。
- (5) 取抜け方式を適用する工事（単価契約工事を除く。）で、設計違算を訂正することにより、落札決定順位に変更がないこと。
- (6) その他入札の透明性及び公正性を阻害し、又は、本市の業務上の支障を生じさせることがないこと。

※（注）ただし書に示す（２）の内容としては、入札公告とともに掲載しております設計図書等で明示している内容には一切の誤りがなく、明示していない単価や単価の構成要素等で誤りがあった場合のことを指します。

例といたしましては、採用単価の算出において見積単価を平均した際の端数処理の誤りや金抜き設計書等で明示していない歩掛り数量の誤り等を想定しております。

＜予定価格算定に関する設計図書と、入札公告とともに掲載する設計図書を対照させた場合のイメージ図＞

予定価格算定に関する設計図書等 (以下の資料から予定価格の算定を行っている)		入札公告とともに掲載する設計図書等	
		入札公告	契約管理課 にて作成
		入札説明書	
特記仕様書	⇒	特記仕様書	設計担当課 にて作成
数量総括表	⇒	数量総括表	
図面	⇒	図面	
積算条件明示書	⇒	積算条件明示書	
数量計算書	⇒	数量計算書（参考）	
(金入り) 実施設計書		金抜き設計書（参考）	

右側の入札公告とともに掲載する設計図書等に一切の誤りが無く、上記予定価格算定に関する設計図書等の（金入り）実施設計書にのみ誤りが判明。

※ 応札金額に影響しない。

入札続行

上記入札公告とともに掲載する設計図書等に誤りが判明 ※ 応札金額に影響する。

入札中止

9 積算疑義の申立てにより設計違算が判明し、入札中止とした案件の取扱いについて

(1) 設計の見直し

積算疑義の申立てにより入札中止とした案件は、設計を見直し、内容を一部変更して原則改めて入札を執行します。

(2) 入札の方法

再度入札する場合、入札公告の参加資格要件については「入札中止とした案件」と同一とします。

10 積算疑義の申立てにより設計違算が判明したが、上記（注）ただし書に該当し、入札続行とした案件の取扱いについて

設計担当課が設計違算を訂正した内容に基づき、再設定した予定価格及び最低制限価格等により落札候補者を決定し、その者を落札者として落札決定通知書により通知します。

ただし、総合評価方式で低入札価格調査に移行する場合は、前段の「落札候補者」を「低入札価格調査対象者」と、「その者を落札者として落札決定通知書により通知」を「その者に対して低入札価格調査資料の提出を依頼」に読み替えます。

11 その他

積算疑義申立ての内容及び調査の結果、前述の対応では公正妥当な事後処理とならない場合は、当該積算疑義の内容等を踏まえて適切に対応します。